

各務原市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分は、令和5年1月4日から効力を生ずるものとする。

令和4年10月7日

各務原市長 浅野健司

変更調書

	字	地番		
各務西町四丁目		358の5	359の1	359の2
		359の4から	359の6まで	361の1から
		361の3まで	372の2	386
		388	390の2	
各務山の前町一丁目		9の1	9の6	9の7
		10の2	18	19の1
		19の2		
以上の土地を各務山一丁目に変更する。				

備考 上記地番は、令和4年8月12日現在の登記簿による。